給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１１９号
東京都府中市若松町４―19―23
再生債務者　加治佐正人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第４号
山形県米沢市万世町牛森4239番地
再生債務者　戸田　澄子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月17日　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（再ロ）第８９号
大阪府吹田市吹東町37番29号
再生債務者　東尾　　治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第３号
栃木県足利市通５丁目3213番地
再生債務者　丸山　幸宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月15日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（再ロ）第７号
千葉県四街道市下志津新田2545番地701　サンクレイドル弐番館105号
再生債務者　中尾　哲崇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再ロ）第７号
金沢市駅西新町２丁目９番11号　センターフィールドＢ202号
再生債務者　石黒　貞昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月16日　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１０号
名古屋市中区千代田３丁目１番19号　グリーンコーポ千代田301号
再生債務者　小島　真義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第１１号
山形県西村山郡河北町谷地丙551番地
再生債務者　眞木　久一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月17日　山形地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第１４号
横浜市中区新山下１丁目10番８―203号
再生債務者　酒井　健敬
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月17日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第３号
山梨県甲府市国母１丁目10番10号208
再生債務者　原　　紀男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年２月17日
甲府地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１０１３８号
東京都品川区西五反田６―16―８
再生債務者　宮本　智彰
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成23年２月16日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他公告

合併公告
継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
　して存続し乙は解散することにいたしました。
　効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両
三社の株主総会の承認決議は平成二十三年二月二十
三日に終了しております。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十三年二月二十二日
　　掲載貢　八十七貢（号外第三十四号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十三年二月二十二日
　　掲載貢　八十八貢（号外第三十四号）
　平成二十三年二月二十五日
　札幌市白石区菊水九条三丁目三番一七号
　　（甲）大同株式会社
　　代表取締役　小玉　　登
　札幌市白石区北郷三条一丁目二番五号
　　（乙）サカイ機工株式会社
　　代表取締役　酒井　博章

合併公告
継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
　して存続し乙は解散することにいたしました。
　効力発生日は平成二十三年三月三十一日です。この
合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の
翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最
終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　埼玉新聞
　　掲載の日付　平成二十三年二月九日
　　掲載貢　十九貢
（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十三年二月二十五日
　埼玉県東松山市大字新郷八八番地二六
　　（甲）株式会社山本製作所
　　代表取締役　山本　勝弘
　東京都千代田区丸の内一丁目三番一号東京銀行協会ビル九階
　　（乙）ＭＣＡワン株式会社
　　代表取締役　中山　淳

合併公告
継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
　して存続し乙は解散することにいたしました。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年六月二十一日
　　掲載貢　一一〇貢（号外第一二九号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年七月十四日
　　掲載貢　八十六貢（号外第一四八号）
　平成二十三年二月二十五日
　東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号
　　（甲）株式会社デジタルスケープ
　　代表取締役　川　藤　幸　廣
　東京都港区赤坂四丁目一〇番四号
　　（乙）株式会社ＩＭＡＧＩＣＡ
　　（旧商号　株式会社イマジカラス）
　　代表取締役　正木　俊行

合併公告
継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
　して存続し乙は解散することにいたしました。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十三年二月二十一日
　　掲載貢　八十四貢（号外第三十三号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十三年二月二十一日
　　掲載貢　八十六貢（号外第三十三号）
　平成二十三年二月二十五日
　東京都千代田区神田神保町一丁目三一番地二
　　（甲）株式会社プランニングセンター
　　代表取締役　山本　時男
　東京都千代田区神田神保町一丁目三二番地地二
　　（乙）株式会社ＴＯＫＩＯコーポレーション
　　代表取締役　山本　時男